

一般社団法人日本臨床発達心理士会 テーマ別研究会運営指針

(目的)

第1条 一般社団法人日本臨床発達心理士会(本会)にテーマ別研究会(本研究会)を設置する。

2 本研究会は、臨床発達心理士として、支部・地域を越えたネットワークを作り、研究や交流の活動を行うことを目的とする。

(申請と承認)

第2条 共通する研究テーマ、活動領域、職域などで、支部を超えて研究・交流活動をしたいと考える正会員は、代表者以外に3名以上の正会員参加者の名簿を添え、所定の書式で「テーマ別研究会」の設置を申請することができる。

2 理事会は、申請された研究会について審査し、必要な事項が明記されておれば速やかに申請を認めるものとする。また、不備のある場合は、理事会は追加の情報を求めることができる。

3 前項の規定に拘わらず、理事会閉会中は執行部会が前項の業務を行うことができる。但し、その場合は直近の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(活動費)

第3条 1 研究会につき、その予算案に基づいて年間 10 万円を限度として補助をうけることができる。

(活動)

第4条 各テーマ別研究会は、年に一回の研修会・あるいは交流会、または全国大会での発表や企画をおこなうとともに、年度の終わりには活動の報告と決算報告・会員名簿を理事会に提出して承認を得なければならない。

(活動の継続)

第5条 前条の活動をおこない所定の報告を提出したテーマ別研究会について、理事会は次年度の活動の継続を承認することができる。

(広報)

第6条 会員に周知するために、ホームページ・メールマガジン等を使用して広報を行うことができる。また「臨床発達心理実践研究」に活動記事を掲載することができる。

(資格更新ポイント)

第7条 テーマ別研究会が主催する研修会を資格認定ポイント対象の研修会として申請することができる。

附則 本指針は 2023 年 2 月 1 日より効力を発する。

2023 年 6 月 25 日 一部改訂

2023 年 10 月 15 日 一部改訂

附記:現行のテーマ別研究会

- ① 自閉症への発達論的アプローチ研究会
- ② 災害支援研究会